＜令和５年度（2023年度）版＞

道有林野への狩猟入林に際しての注意事項

狩猟を目的として道有林へ入林される場合は、次の注意事項を遵守し、絶対に事故を起こさないようご注意願います。

１　狩猟に関する基本的事項

（１）エゾシカの狩猟期間については、市町村で期間が異なりますので、必ず確認してから狩猟を行ってください。

（２）法令等の遵守、狩猟ルール、マナーの徹底を図り、自己の体調管理に留意のうえ、無理のない狩猟を心がけてください。

（３）捕獲した鳥獣の残滓やゴミ等は、道有林に捨てずに必ず持ち帰ってください。

２　立入禁止措置について

|  |
| --- |
| 道有林内では、「銃猟立入禁止区域」を設定し、「現地表示」を行っています。「銃猟立入禁止区域」と「現地表示」が異なる場合は、「現地表示」に従ってください。「銃猟立入禁止区域」は、土・日・祝祭日・年末年始においても入林禁止です。 |

（１）観光地や木育イベント等で道民が頻繁に入林する区域や道有林の整備及び管理に関する事業を実施する区域などを「銃猟立入禁止区域」に設定しています。最新の銃猟立入禁止区域図でその位置を確認してください。

これらの区域には、森林室の職員や事業者等（以下「職員等」という。）のほか、一般の方も入林しているため、立入り及び発砲は絶対に行わないでください。

（２）道有林の境界付近では職員等が作業を行っている場合がありますので、道有林外から境界付近に向けての発砲は絶対に行わないでください。

（３）銃猟立入禁止区域には、「発砲禁止」の幟（のぼり）を設置しています。また、事業実施箇所周辺にはパイロンコーンなどを設置しています。

（４）銃猟立入禁止区域図は、北海道森林管理局ホームページに国有林と道有林を併せて掲載（事業の変更等により随時更新）していますので、ホームページでの確認、または直接森林室に問い合わせをするなど、常に最新の情報を入手してください。

なお、携帯電話通信圏外でも利用が可能なダウンロード版も公開しますので、専用アプリから入手願います。

（５）銃猟立入禁止区域として設定していない区域であっても、臨時的に作業等を実施するため狩猟入林を規制することがあります。

この場合には、林道入口や現地周辺に「発砲禁止」の幟（のぼり）やパイロンコーンを設置していますので、十分確認していただき、このような場所では立入り及び発砲を絶対に行わないでください。

３　入林にあたっての留意事項

（１）狩猟を実施する場合は、「狩猟入林証」又は「一括銃猟入林証」を入林時に携行するとともに、「車両入林証」と「注意喚起標示」を車両のダッシュボード等の見やすい場所に掲示してください。

実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日時及び場所を管轄する森林室に電話、ＦＡＸなどの方法によりご連絡ください。

（２）レクリエーションなどで一般の方が入林している場合がありますので十分注意してください。

（３）入林にあたっては、落石、滑落、なだれ等の危険箇所に関する情報を森林室に確認し、これら災害に十分注意してください。

また、火気に注意し、山火事予防にご協力ください。

なお、万が一、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により被災された場合でも、森林室では責任を負いませんので十分注意してください。

４　林道の走行に関する基本的事項

（１）林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止に努めてください。

（２）林道によっては、自然災害等により破損や路肩決壊などのため通行止の措置を行っています。通行止の看板等があった場合には、それ以上は入らないでください。

（３）「開放林道」は（２）の場合を除いて平日も通行可能です

（４）狩猟期間のうち、11月１日から期間終了までに限り通行可能な「狩猟通行路線」を設定していますが、適宜変更しますので、厳に留意願います。

（５）「開放林道」と「狩猟通行路線」以外の路線は、車両での通行はできませんので、出猟前に必ず最新の「銃猟立入禁止区域図」を確認してください。

（６）林道の路面状況等やこれに伴う通行規制の内容については、路線ごとに異なります。必ず管轄する森林室に問い合わせのうえ、その指示に従ってください。

（７）一般狩猟では、植生や森林保護のため、道有林内でのスノーモビルや雪上車の使用は認めていません。

５　ルール違反等への対応

（１）道有林内では職員等が林野巡視を実施しており、状況に応じて立入禁止区域以外への退出等必要な措置をとります。

（２）道有林内において、法令等を遵守しないあるいはマナーの悪い場合には、「狩猟入林証」又は「一括銃猟入林証」を返納していただくとともに、以後の狩猟目的での道有林への入林を認めないなどの措置をとります。このため、法令等の遵守、マナーの向上を徹底してください。

絶対に守っていただきたいこと

|  |
| --- |
| １　道有林に入林する際の遵守事項○森林室が設定する「銃猟立入禁止区域」には、林道等入口付近に「発砲禁止」の幟（のぼり）等を設置していますので、絶対に入らないで下さい。○森林室の指導に必ず従って下さい。２　銃猟安全の必須事項○入林者の不在の確認○矢先の確認、獲物の確認○脱包の確認○林道や登山道上での発砲禁止○残滓放置の禁止○不測の事態に対応し、円滑な残滓処理ができるよう、原則、複数人での出猟○目立つ色の服装の着用 |

＜狩猟入林にかかる留意事項等＞

１　林道等入口付近には、一般入林者に入林自粛をお願いする看板を設置していますが、入林している可能性もありますので、誤認することのないよう矢先の確認を徹底してください。

２　残滓の放置、銃猟立入禁止区域内での銃猟行為など、法令やルール違反を発見した場合は、狩猟入林証又は一括銃猟入林証を返納していただくとともに、以後の道有林への入林を認めないなどの措置をとります。

３　銃猟立入禁止区域には、現地に「発砲禁止」の幟（のぼり）などを設置しております。立入禁止区域内への立入り及び発砲は絶対に行わないでください。

４　狩猟を実施する場合は、入林の手続きの際に渡された「狩猟入林証」又は「一括銃猟入林証」を携行し、「車両入林証」と「注意喚起看板」を車両のダッシュボード等の見やすい場所に掲示してください。